

平成27年度 あさぎり町議会第4回会議会議録（第7号）						
招集年月日	平成27年7月28日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成27年7月28日 午前10時00分			議長	橋爪和彦
	散会	平成27年7月28日 午前10時40分			議長	橋爪和彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	加賀山 瑞津子	○	9	永井英治	○
	2	橋本 誠	○	10	皆越 てる子	○
	3	久保 尚人	○	11	小見田 和行	○
	4	小出 高明	○	12	奥田 公人	○
	5	森岡 勉	○	13	田原 健一	○
	6	徳永 正道	○	14	溝口 峰男	○
	7	豊永 喜一	○	15	久保田 久男	○
	8	山口 和幸	△	16	橋爪 和彦	○
議事録署名議員	10番 皆越 てる子 11番 小見田 和行					
出席した議会書記	事務局長 坂本 健一郎 事務局書記 土肥 さおり					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲 一典	○	教育長	中村 富人	○
	副町長	小松 英一	○	教育課長	甲斐 龍馬	○
	総務課長	小谷 節雄	○	商工観光課長	恒松 倉基	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第7号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 同意第8号 あさぎり町教育委員会委員の任命同意について
日程第 3 請願第2号 東庁舎売却等の中止を求める請願について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 同意第8号 あさぎり町教育委員会委員の任命同意について
日程第 3 請願第2号 東庁舎売却等の中止を求める請願について
-

午前10時00分 開会

●**議会事務局長（坂本 健一郎君）** 起立。おはようございます。

◎**議長（橋爪 和彦君）** 8番、山口議員から以前から計画されていた、決算審査を行うことを理由に、欠席する届が出されておりますので、ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、平成27年度あさぎり町議会第4回会議を開会いたします。

◎**議長（橋爪 和彦君）** これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎**議長（橋爪 和彦君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって10番、皆越てる子議員、11番、小見田和行議員を指名します。

日程第2 同意第8号

◎**議長（橋爪 和彦君）** 日程第2、同意第8号、あさぎり町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●**町長（愛甲 一典君）** 人事案件を提出させていただきます。同意第1号、あさぎり町教育委員会委員の任命同意について。あさぎり町教育委員会委員を次のとおり任命したいので、議会の同意を求める。平成27年7月28日提出、あさぎり町長愛甲一典。提案する方のお名前、略歴等を御説明を申し上げます。お名前は、甲こずえ様です。次に住所は、あさぎり町免田東520番地の9。これは二子地区でございます。生年月日でございますが、昭和50年11月26日の生まれで現在39歳でございます。簡単な略歴を申し上げます。平成10年3月に鹿児島女子大学文学部を卒業されております。同年4月に、知的障害施設「清香園」に入社をされています。これは松橋の施設でございます。平成16年8月に株式会社ニチイ学館の方に入社されております。そして、この方は氷川町の方の御出身の方でありますけど、錦の方と結婚されまして、すいません、あさぎり町の方と結婚されまして、平成22年8月に社会福祉法人「豊心の里」に入社されております。そして22年同年の10月に、同じ社会福祉法人の中の介護老人福祉施設「寿豊園」の方に入社されているということでございます。錦の方にあります。平成25年4月には社会福祉法人「つつじヶ丘学園」これは須恵地区にある「つつじヶ丘学園」ですが、こちらの方に入社をされて、現在もこちらの方で勤務をされておられます。子どもさんの状況でございますけど、あさぎり中学校に2年生が1人、それから人吉高等学校の方に1年生ということで、2人のお子様を今学校に通わせておられるという状況でございます。

またその他といたしまして、免田小学校PTA役員の方も書記、会計とされております。今申し上げましたように、この度現在まで教育長として勤めていただきました松尾委員の方が、この7月末で任期が終了することになりましたので、この方を女性の教育委員として提案させていただくものでございます。再度、提案理由を申し上げます。あさぎり町教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。以上提案申し上げますので、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番、田原議員。

○議員（13番 田原 健一君） 現在、深田地区の方が女性の委員としておられますが、今回また女性ということで、私は非常に女性の登用という観点から、2人というのは非常にいいと思うんですね。今後ともそのように女性を2人位入れての教育委員の登用というようなことをお考えでございませうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 今、色んな方面から女性参画ということが言われておりますので、今、田原議員から提案いただきましたことについては、今後の教育委員任命において、一つの提案としてしっかりと受けとめて、教育委員会とも連携して進めていきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから同意第8号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は14人です。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、立会人を指名します。12番、奥田議員。13番、田原議員を指名します。

◎議長（橋爪 和彦君） 投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否と見なします。

◎議長（橋爪 和彦君） 配布して下さい。投票用紙の配付漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

◎議長（橋爪 和彦君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 開票を行います。奥田議員、田原議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 先ほど説明の中で、私が同意第1号と説明を申し上げましたけれども、日程に書いてありますように、本案件は同意第8号が正式でございまして、先ほどの説明を同意8号に訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） お諮りします。ただいまありましたように、同意第1号ということでありましたけれども、同意第8号に変更することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号を同意第8号に変更いたします。

訂正いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 投票の結果を報告いたします。投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票です。失礼いたしました。訂正いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 投票の結果を報告いたします。投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成13票、反対1票、以上のおおりの賛成が多数です。したがって同意第8号、あさぎり町教育委員の任命同意については、同意することに決定いたしました。

日程第3 請願第2号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第3、請願第2号東庁舎売却等の中止を求める請願についてを議題とします。本件について、あさぎり町役場東庁舎売却等の中止を求める請願の審査特別委員会委員長の報告を求めます。久保田委員長。

○特別委員会委員長（久保田 久男君） おはようございます。報告いたします。あさぎり町議会議長、橋爪和彦様。あさぎり町東庁舎売却等の中止を求める請願の審査特別委員会委員長、久保田久男。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第90条の第1項の規定により報告します。1、審査事件、平成27年3月11日付託、請願第2号「東庁舎売却等の中止を求める請願書」、2、審査の概要、第1回、平成27年3月11日、正副委員長選任、今後の審査日程について。第2回、平成27年3月19日、参考人（請願者5人）招致、趣旨説明、質疑。第3回、平成27年4月10日、請願に関する調査の中間報告。第4回、平成27年5月1日、今後の審査等日程について。第5回、平成27年5月18日、ナビック社多良木工場の現地調査及び審査特別委員会、内容としまして追加資料の説明。東庁舎解体、改修の概算工事費。東庁舎を体育館に戻す場合の概算工事費。不動産鑑定による建屋・土地の査定額等について。第6回、平成27年5月28日、追加資料説明、質疑、内容としまして、建屋の有償譲渡及び土地の賃貸借によるメリット・デメリットについて。第7回、平成27年6月5日、追加資料説明、質疑、内容としまして、不動産鑑定算定額の補足説明。第8回、平成27年7月2日、追加資料説明、質疑、内容といたしまして、東庁舎を体育館に戻す場合の概算工事費補足。工事費補足について。第9回、平成27年7月24日、追加資料説明、内容といたしまして、工場進出に伴う町の収入見込み等について。その後質疑、討論を終えまして採決になりました。3、審査の結果、9回の委員会審議の結果、討論・採決を経て「不採択とすべきもの」と決めました。以上、報告を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 委員長の報告が終わりましたので、これから審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。自席へ帰って下さい。これから討論を行います。討論ありませんか。6番、徳永議員。

○議員（6番 徳永 正道君） 6番、徳永です。採択に反対の立場から討論をいたします。合併から12年、合併特例法によります優遇措置も、残すところあと3年で終了して財源も税収の伸び悩み等で、ますます厳しくなることが予想されます。少子高齢化に対する福祉の充実を図るには、相応の財源が必要となります。今、国を挙げて地方創生の取り組みがなされておりますが、とりわけキーワードとなっております「まち・ひと・しごと」の中の、仕事の分野が1番重要などころではないかと考えます。雇用の創出を図り、財政基盤の安定化を構築していくことにより、町の発展につながると確信をしております。請願者の声を軽んじるつもりは毛頭ありませんが、一方で町民の間では、雇用の場を確保してほしいという声が多くあるのも事実であります。以上のような観点から、町民の共有財産であります遊休施設の有効活用を財源確保の糧とする方が、町益にかなうという考えから反対の意を表するものであります。

◎議長（橋爪 和彦君） 反対討論がございました。賛成討論ありませんか。7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 7番、豊永です。賛成討論を行います。この件につきましては、ただいま審査特別委員会の委員長より報告がありましたように、9回の調査・検討を行ってきております。請願書にもありますように、東庁舎は旧免田町の社会体育の拠点として町民の健康づくりのシンボリックな施設であったものを、町村合併の礎として提供された大切な地域財産であります。企業誘致については、大部分の方が賛成であろうというふうに思いますが、その手続等について丁寧な説明不足、またどのようにして地域住民の合意形成が図られているのか明確化ではありません。さらに東庁舎の活用方法を考えるならば、売却等に関しては競争入札が基本であるのに、公平公正な観点からも地域住民の理解を得られるとは思いません。東庁舎に隣接するグラウンドについては、ソフトボールコート4面がとれる郡市で唯一の施設であります。平成29年度に行われる県民体育祭のソフトボール会場の予定になっており、あさぎり町のみならず郡市でのスポーツ大会でも活用されております。このようなことを踏まえ、東庁舎売却を白紙撤回し、今後は東庁舎のあり方を再度検討した方がよいと思います。よって、私はこの案件につきまして賛成いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 賛成討論がございました。次に、反対討論ございませんか。13番、田原議員。

○議員（13番 田原 健一君） 私は反対の立場から意見を述べさせていただきます。豊永議員からもありましたけども、私たち議長除く15名位で特別委員会を設置をいたしまして、9回にわたって議論を重ねてまいりました。そして先ほど委員長の通りで採決が諮られたわけですが、その期間中先ほどの委員長報告にもございましたが、それ以外にもナビックの那須社長を議会に尋ねていただきまして話を聞いたり、また建設経済常任委員長それから特別委員会の正副委員長、それから役場の担当職員で話題になっていました、旧深田中学校の体育館あるいはグラウンドではどうですか、駄目ですかというようなお話をさせていただきました。そこで、あそこの工場長は東庁舎でないと、あさぎり町に会社を持っていくメリットはありませんと断言をされました。このことについては私は委員会でも申し上げました。ということで、我々は二の口が出なかった状況であります。このように議会としても、あるいはそれぞれの議員が色々な手を尽くしましたが、尽くしていったのが事実であります。仮に東庁舎には売ることも貸すこともできませんとなりますと、恐らくその時点でナビックさんは、あさぎり町への移転は断念されるということが考えられます。ひいては郡内あるいは県外にこの会社を持って行かれる、そういうことも懸念されるわけですが、これからその発展が期待される優良企業、絶対郡内残っていただきたいと、そういう思いがあるわけですが、そのためにも、あさぎり町としては喜んで東庁舎を使っていたくことが、町のためあるいは球磨郡のためになるというようなことを確信をいたしまして、この請願については採択ということで意見を述べさせていただきます。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 反対討論がありました。賛成討論ございませんか。3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 3番、久保です。賛成討論をさせていただきます。我々は今非常に人口減少等の、また財政的に厳しいというところもありますけど、そういう状況に置かれております。また今後もそのような状況が日本全国続いていくものと認識しております。その中で人吉球磨というのは、今後も力を合わせて一つの地域としてやっていく時代が必ず来ると思っております。その先には町村合併であるとかいうのも当然考えるべきだと思います。その時に私たちのこの町が担う役割ということを考えますと、そこには行政の中心地として我が町が、人吉球磨の中で力を発揮していくということが大事だとかねがね考えております。そのような考えから、今回の東庁舎跡というのは公共の財産として残して、今後のあさぎり町をどのような形で盛り上げていくかというのを考えることが必要だと思っておりますので、この懸案に関しましては私は賛成という立場でおります。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 賛成討論がありました。反対討論ありませんか。1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） 1番、加賀山です。反対の立場で意見を申します。私はあさぎり町に合併する前に須恵村川瀬の住民でした。須恵地区、深田地区の皆さんは、この合併に際しまして、校区編成に関しても、よい町づくりをしたいという思いで、それぞれの地区の方が自分の校区名を礎にして、新しい地区編成にも参加されました。免田地区の方が今この場所に非常に愛着を持ってらっしゃるというのも分かりますが、是非新しい町づくりの一步進める上でも、今回の請願に関しましては、地域活性化という思いで反対の方に意見を持っております。また須恵地区の場合、深田地区それぞれ中学校の編成という時がありました。あさぎり中学校1校にするか2校にするかっていう時に、須恵・深田の地区の方たちは、苦渋の選択をして1校という方に1票投じました。新しく進む際には非常に大変な思いがあると思いますが、今回地域づくりっていうこと、それから先ほど6番議員も言いましたけれども、これからの町の財政ていうのを考えた時に、私は企業誘致を進めるべきだと思います。ただ今回の意見書を私何回も見ましたが、本当に町民の方が町の健康づくり、そして災害発生時ということを危惧されているっていうのは事実だと思います。今回町立保育所が民営化になりますが、保育士の方たちが今回役場の方に帰っていらっしゃいますが、その方たちに是非健康づくりのリーダーとして動いていただくとかいう町長の思いを、きちんとみんなに見える形でしていただきたいと思います。それと生涯学習センターに備蓄がきちんとあると、いざとなると免田小学校、生涯学習センター、南稜高校と、非常に避難に適した場所があるっていうのも町民の方にきちんと説明して、分かっていたかしながら進めていくことも大事だと思います。ただ今回の東庁舎に関しましては、免田の方にも一步前に進んでいただいて考えていただきたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 反対討論がありました。賛成討論ございませんか。2番、橋本議員。

○議員（2番 橋本 誠君） 2番、橋本です。私は賛成の立場で申したいと思います。かねがねあそこの土地は公共的要素がありまして、まして今度南海トラフとかいうトラフもありますし、鳥インフルエンザがあった時も、例えば町の拠点があそこにあります。その場合、皆さんと協力し合える場も必要だと思います。その観点からも是非ともあそこは残して、公共の立場を死守するべきだと私は思いますので賛成いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 賛成討論がありました。反対の討論はありませんか。14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 討論がないようですから賛成の立場で討論いたしますが、私は町長に厳しく申し上げたいことは、地方自治法第238条の4、これは行政財産は売却することができないとなっております。行政財産である東庁舎を売却するとした3月3日の県庁で交わされた協定書、これは非常に法を無視した手法であるということを私は強く申し上げたいと思います。この協定書を交わしたことによって、町は株式会社ナビックに対して強い発言力を与えております。ただいま反対討論の中でありましたが、東庁舎でなければ駄目だというナビック社の発言があったと、こういったことにも協定書を交わした強い発言力が出てくるわけです。この協定書がなかったら、そういう発言は私は出てこない、非常に重いこの協定書です。私は行政は法律・条例そういったことに基づいて、私は事務執行していくべきだと、またしていただいておりますものというふうを考えておりますが、しかしながら協定書等を見ますと、無視したあり方があります。町民に対しては条例あるいは法令をもとにして税等を徴収をいたしておりますが、町が条例・法令を無視した仕方をしながら町民に対して法令・条例を守りなさい、守って下さいと言えるのでしょうか。私は言えないと思うんです。財政等の問題も出てきましたが税収が上がる、私は東庁舎に来るよりは深田中学校跡地に進出していただいた方が、税収はもっと上がります。なおかつ売却したお金も町で使うことができます。東庁舎を売却しても殆どが県や国に対しての返還に当たります。町民が使うことはできない。税収あるいはそういったことを考えて、東庁舎に来るメリットというのがあるのでしょうか。財政にどのように効果が出てくるのでしょうか。非常に疑問に思います。免田地区の方々強い憤りを皆さん持っておられ

反対をしておられますが、もっとこういった町民の声を真摯に私は受けとめるべきであると思います。こういったことを無視したやり方では、今後のあさぎり町の町づくりは決していいことはありません。どのような言葉を吐いて、前回委員会でも、町長は資料を作って説明すると言われておりましたが、それで納得できるものではないと思います。私は前回の委員会でも申し上げましたが、白紙に戻して再度ナビック社と協議をし、町としては誘致を拒むものでありませんから、基本的には、深田に進出をお願いする、それが私は基本的な考えではないでしょうか。そういう意味から私はこの請願については賛成ということで発言させていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 賛成討論がありました。反対討論ありませんか。討論ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 賛成討論させていただきます。前回の委員会でも申し上げましたが、今回の誘致にあたる手順というのが非常に拙速過ぎて、住民さんに説明ができてない。地方創生と言って住民自ら今から町をおこしていこうという、また町長も3期目のスタートラインに立たれている状況において、反対が起きてくるような町の中には発展はないと思っております。そういう声を我々は真摯に受けとめて、請願を何でこういうふうな声が上がったのかというのを、つぶさに精査をして町の町益は何なのか、わずかな税収なのか、それとも町民の心を一つにまとめて大きなことをなしていくのが町益ではなからうかと思っております。その点から考えまして、また今の東庁舎等を遊休資産として片づけるには、日が浅いと思っております。まだ本当に町としても中心部で、庁舎グラウンド等の隣接する地域は公用資産として長らく保持することが妥当だと思っておりますので、この請願に対して賛成いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 賛成討論がありました。反対討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから請願第2号を採決します。この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立少数です。したがって請願第2号、東庁舎売却等の中止を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

◎議長（橋爪 和彦君） 本日議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（橋爪 和彦君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成27年度あさぎり町議会第4回会議を閉会いたします。

●議会事務局長（坂本 健一郎君） 起立。お疲れ様でした。

午前10時40分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 橋爪 和彦

署名議員 皆越 てる子

署名議員 小見田 和行